

第 5 章

市町村地域福祉計画の策定について

第1節 市町村の地域福祉計画の内容

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条に位置付けられ、地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（令和3年3月31日付け子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

●社会福祉法第107条

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

●地域福祉計画に盛り込むべき事項（抜粋）

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - エ 利用者の権利擁護
 - オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

第2節 地域福祉計画策定過程について

- 市町村地域福祉計画の策定に当たっての体制やその過程についても、厚生労働省「地域福祉計画策定ガイドライン」において示されています。
- 市町村地域福祉計画は、住民や利用者の視点に立って、高齢者や障がい者、児童といった、分野ごとの福祉制度の共通する理念や、サービスを利用しやすくするための支援、利用者の保護、地域福祉活動への住民参加や福祉制度の基盤整備など、地域福祉を推進していくに当たり基本的な事項を中心に計画するものです。したがって、各福祉分野の具体的な内容については各個別計画において策定することが望ましいと考えます。
- 市町村地域福祉計画の策定期間は、同じ福祉分野で関係がありますので、高齢者や障がい者の個別計画と改定期間をあわせたり、計画期間もこれらの計画と整合を取ることが理想です。
- 市町村地域福祉計画は行政計画でありながら、計画づくりに住民の参加を求めることが大きな特徴です。また、住民や社会福祉事業者等に地域福祉活動への参加を求めることや、医療や保健、教育、就労、住宅など、生活関連施策との連携を促進することが目標になります。
- 計画の策定にあたり、職員だけが携わればよいという考え方を避け、これまでの福祉の領域を超えて様々な分野と連携することで縦割り主義、横並び主義、前例主義を排除しながら、住民からの意見や提言を尊重して計画策定を行うなど、職員の意識を変えていくことが大切です。
- 市町村地域福祉計画は住民参加のもと、策定、実行、評価の一連の活動を実施するものです。計画を策定して「終わり」にすることなく、策定後も地域住民等と連携して地域福祉を推進する必要があります。そのためにも地域において自らの責任において発言し、計画づくりから実際の活動、評価まで自主的に参加する人が望まれます。それぞれの地域にいる自主的な活動の実践者や、その人の持つネットワークを通じて、より多くの地域住民等の参加が得られるよう呼びかけていくことが必要です。
- 計画の策定後、計画がそのまま放置されることなく、実効性のあるものとされ、また、地域において必要なサービスが効果的に提供されるためにも、地域住民を交えたモニタリング委員会等を設置し、計画の進捗状況等を常に評価していくことが重要です。